

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第 8 号

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程（平成15年香川県企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 2（第 4 条関係） 1～8 略 9 交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間の決定 10 所長及び所属職員の <u>通勤手当額の決定及びその確認（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）</u> 11～33 略	別表第 2（第 4 条関係） 1～8 略 9 交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り、 <u>休憩時間</u> 及び休憩時間の決定 10 所長及び所属職員の <u>扶養親族の認定並びに通勤手当及び住居手当の決定並びにこれらの確認</u> 11～33 略
別表第 3（第 4 条関係） 1～6 略 7 所属職員のうち交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間の決定 8 略	別表第 3（第 4 条関係） 1～6 略 7 所属職員のうち交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り、 <u>休憩時間</u> 及び休憩時間の決定 8 略

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。